

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 28 年 11 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 一般統計調査の承認

総括表	1
家庭部門のCO ₂ 排出実態統計調査	2
家計消費状況調査	4
スポットLNG価格調査	6
消費生活協同組合（連合会）実態調査	7
地方教育費調査	9
21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）	11

2 一般統計調査の中止通知

総括表	13
平成23年産業連関構造調査（地方公共団体投入調査）	14

3 届出統計調査の届出

(1) 新規	15
(2) 変更	16

(注) 今月は、基幹統計調査の承認事案はなかった。

〔利用上の注意〕

1 編集方針

この資料（「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」（以下「本月報」という。））は、表紙に示した月の1か月間に総務省政策統括官（統計基準担当）が、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計（後記3（1）参照）の指定、変更又は解除があった場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

- 統計法（昭和22年法律第18号）→ 旧統計法
- 統計法（平成19年法律第53号）^{（注1）}→ 新統計法
- 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）^{（注2）}→ 旧統計報告調整法

（注1）旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

（注2）新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次に掲げるとおりである。

- （1）「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階（平成21年4月1日）で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

- （2）「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう（新統計法第2条第6項）。

- （3）「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう（新統計法第2条第7項）。

- （4）「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体（第24条第1項）及び独立行政法人等（第25条）^{（注3）}である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず（経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ）、現在用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである

（注3）地方公共団体については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

- （5）「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう（旧統計法第3条）。

- （6）「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

1 一般統計調査の承認

[総括表]

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H28.11.4	家庭部門のCO ₂ 排出実態統計調査	環境大臣
H28.11.10	家計消費状況調査	総務大臣
H28.11.10	スポットLNG価格調査	経済産業大臣
H28.11.14	消費生活協同組合（連合会）実態調査	厚生労働大臣
H28.11.28	地方教育費調査	文部科学大臣
H28.11.28	21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）	文部科学大臣 厚生労働大臣

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った一般統計調査の承認状況について掲載したものである。

【調査名】 家庭部門のCO₂排出実態統計調査

【承認年月日】 平成28年11月4日

【実施機関】 環境省地球環境局総務課低炭素社会推進室

【目的】 家庭部門の詳細なCO₂排出実態等を把握し、地球温暖化対策の企画・立案に資する基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、地球温暖化対策の一環として、家庭におけるCO₂排出に関する実態を詳細に把握することが必要となっている中、家庭部門のCO₂排出量については、各種統計を用いた推計に依存していることや、世帯属性別等の結果が存在しないこと等の課題があることを踏まえ、平成24年度から25年度に北海道及び関東甲信において民間調査会社が保有するインターネットモニターを調査対象とした試験調査を、平成26年度から27年度に住民基本台帳から無作為抽出した世帯および民間調査会社が保有するインターネットモニターを調査対象として全国で試験調査を実施した上で、平成29年度から開始されるものである。

【調査の構成】 1－エネルギー使用量調査票 2－夏季調査票（8月末時点） 3－冬季調査票（2月末時点）

【公表】 インターネット（速報値：調査実施翌年の9月、確報値：調査実施翌々年の3月）

【備考】 本調査では、エネルギー使用量調査票を毎月提出する方法（夏季調査票及び冬期調査票は年1回ずつの提出）により行われるが、これは、報告者の便宜と回答の正確性を考慮したためであり、毎月の公表が予定されているものではない。そのため、エネルギー使用量調査票の周期についても、公表に合わせて「1年」としている。

1－エネルギー使用量調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）店舗併用住宅等を除く世帯（抽出枠）住民基本台帳及びインターネット調査モニター

【調査方法】 （選定）無作為抽出及び有意抽出 （客体数／母集団数）13,000／約50,000,000 （配布）調査員・オンライン （収集）調査員・郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）調査実施年の4月～翌年3月までの毎月（12か月間） （系統）環境省－民間事業者－報告者

【周期・期間】 （周期）1年 （提出期限）調査実施月の翌月15日

【調査事項】 4月を除く毎月：1. 属性変化等（居住人数、住宅、電力会社等の変化の有無等）、2. エネルギー種別使用量及び支払金額

4月：1. 世帯状況等、2. 住まいの状況、3. 使用機器、設備、4. エネルギー種別使用量及び支払金額、5. その他（居住者の状況）

2－夏季調査票（8月末時点）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）店舗併用住宅等を除く世帯（抽出枠）住民基本台帳及びインターネット調査モニター

【調査方法】 （選定）無作為抽出及び有意抽出（客体数／母集団数）13,000／約50,000,000（配布）調査員・オンライン（収集）調査員・郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年8月末時点（一部の項目については、過去1年間の実績）（系統）環境省－民間事業者－報告者

【周期・期間】（周期）1年（提出期限）毎年9月15日

【調査事項】 1. 家電製品の使用状況（冷房の使用時間等）、2. 給湯状況、入浴状況、3. コンロの使用状況、調理の状況、4. 車両の使用状況

3－冬季調査票（2月末時点）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）店舗併用住宅等を除く世帯（抽出枠）住民基本台帳及びインターネット調査モニター

【調査方法】 （選定）無作為抽出及び有意抽出（客体数／母集団数）13,000／約50,000,000（配布）調査員・オンライン（収集）調査員・郵送・オンライン（記入）自計（把握時）毎年2月末時点（系統）環境省－民間事業者－報告者

【周期・期間】（周期）1年（提出期限）毎年3月15日

【調査事項】 1. 暖房の使用状況、2. 冬季の給湯状況、3. その他（世帯年収）

【調査名】 家計消費状況調査

【承認年月日】 平成 28 年 11 月 10 日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部消費統計課

【目的】 個人消費動向の的確な把握のために、ICT 関連の消費やインターネットを利用した購入状況、購入頻度が少ない高額商品・サービスの消費等の実態を安定的に捉えることを目的とする。

【沿革】 本調査は、家計消費の動向を把握するために実施されている家計調査（総務省所管の基幹統計調査）においては、購入頻度が少なく、必要な情報量が得られない高額商品・サービスに係る家計消費等の実態を安定的に捉えることを目的として、平成 13 年から毎月実施されているものである。

なお、本調査では、平成 27 年 1 月調査分から、インターネットを利用した商品・サービスの購入状況を詳細に把握することとし、調査の目的に「インターネットを利用した購入状況」を追加するなどの変更が行われている。

【調査の構成】 1－調査票 A（単身世帯） 2－調査票 A（二人以上の世帯） 3－調査票 B（二人以上の世帯、単身世帯共通）

【公表】 インターネット及び印刷物（【インターネットを利用した購入状況及び電子マネーの利用状況】：1. 四半期（2 月、5 月、8 月、11 月中旬）、2. 年（調査実施翌年の 2 月中旬）、【支出関連項目】：1. 月（調査実施翌々月の月上旬）、2. 四半期（2 月、5 月、8 月、11 月上旬）、3. 年（調査実施翌年の 2 月上旬）、4. 年度（調査実施翌年の 5 月上旬）

【備考】 平成 29 年 1 月以降の調査についての変更承認

1－調査票 A（単身世帯）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）単身世帯 （抽出枠）国勢調査調査区及び住民基本台帳等から作成した世帯名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数／母集団数）約 3,000／約 5200 万 （配布）調査員・オンライン （収集）調査員・郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月 1 か月間（ただし、世帯に関する事項については、調査開始月の 15 日現在） （系統）総務省－民間事業者－調査員－報告者

【周期・期間】 （周期）毎月 （提出期限）調査実施月の翌月上旬

【調査事項】 1. 世帯に関する事項、2. 電子マネーの利用状況、3. インターネットを利用した購入状況

2－調査票 A（二人以上の世帯）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）二人以上の世帯 （抽出枠）国勢調査調査区及び住民基本台帳等から作成した世帯名簿

- 【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数/母集団数) 約 27,000/約 5200 万 (配布) 調査員・オンライン (収集) 調査員・郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎月 1 か月間 (ただし、世帯に関する事項については、調査開始月の 15 日現在) (系統) 総務省－民間事業者－調査員－報告者
- 【周期・期間】 (周期) 毎月 (提出期限) 調査実施月の翌月上旬
- 【調査事項】 1. 世帯に関する事項、2. 電子マネーの利用状況、3. インターネットを利用した購入状況

3－調査票 B (二人以上の世帯、単身世帯共通)

- 【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 世帯 (属性) 二人以上の世帯及び単身世帯 (抽出枠) 国勢調査調査区及び住民基本台帳等から作成した世帯名簿
- 【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数/母集団数) 30,000/約 5200 万 (配布) 調査員・オンライン (収集) 調査員・郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎月 1 か月間 (ただし、世帯に関する事項については、調査開始月の 15 日現在) (系統) 総務省－民間事業者－調査員－報告者
- 【周期・期間】 (周期) 毎月 (提出期限) 調査実施月の翌月上旬
- 【調査事項】 1. 世帯に関する事項、2. 特定の商品・サービスの購入金額、3. インターネットを利用した商品・サービスの購入金額

【調査名】 スポット LNG 価格調査

【承認年月日】 平成 28 年 11 月 10 日

【実施機関】 経済産業省商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課

【目的】 我が国の輸入スポット LNG について、輸入の動態を把握し、行政施策・LNG 関連事業者の事業に資することを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成 26 年 3 月から実施されている。(公表は平成 26 年 4 月から開始。)

【調査の構成】 1-スポット LNG 価格調査票

【公表】 インターネット(速報：調査実施翌月の第 7 営業日、確報：調査実施翌々月の第 7 営業日)

【備考】 平成 28 年 11 月以降の調査についての変更承認

1-スポット LNG 価格調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) LNG を輸入する全ての企業

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 15 (配布) オンライン (収集) オンライン
(記入) 自計 (把握時) 毎月末日現在 (系統) 経済産業省一報告者

【周期・期間】 (周期) 毎月 (提出期限) 翌月の第 4 営業日

【調査事項】 1. 企業名及び所在地、2. スポット LNG 入着予定月、3. 契約価格、4. 契約形態に係る参考情報

【調査名】 消費生活協同組合（連合会）実態調査

【承認年月日】 平成 28 年 11 月 14 日

【実施機関】 厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室

【目的】 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会に関する事業の状況、財務の状況等の基本的事項を明らかにし、消費生活協同組合制度に関する施策形成のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－消費生活協同組合（連合会）実態調査票 組合票 2－消費生活協同組合（連合会）実態調査票 連合会票 3－消費生活協同組合（連合会）実態調査票 都道府県票

【公表】 インターネット（調査実施翌年の5月下旬）

【備考】 平成 28 年以降の調査についての変更承認

1－消費生活協同組合（連合会）実態調査票 組合票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）協同組合 （属性）消費生活協同組合 （抽出枠）厚生労働省及び都道府県が各々整備している所管組合の名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）約 1,100 （配布）郵送・オンライン （取集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年4月1日の属する事業年度 （系統）配布：厚生労働省－（都道府県）－報告者、取集：報告者－民間事業者－厚生労働省

【周期・期間】 （周期）1年 （提出期限）毎年12月末日

【調査事項】 1. 基本情報、2. 組合員の状況、3. 機関運営の状況、4. 職員体制、5. 事業の状況

2－消費生活協同組合（連合会）実態調査票 連合会票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）連合会 （属性）消費生活協同組合連合会 （抽出枠）厚生労働省及び都道府県が各々整備している所管組合の名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）約 90 （配布）郵送・オンライン （取集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年4月1日の属する事業年度 （系統）配布：厚生労働省－（都道府県）－報告者、取集：報告者－民間事業者－厚生労働省

【周期・期間】 （周期）1年 （提出期限）毎年12月末日

【調査事項】 1. 基本情報、2. 会員生協の状況、3. 機関運営の状況、4. 職員体制、5. 事業の状況（連合会が直接実施しているもの）

3－消費生活協同組合（連合会）実態調査票 都道府県票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）都道府県 （抽出枠）厚

生労働省及び都道府県が各々整備している所管組合の名簿

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 47 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・
オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年4月1日の属する事業年度 (系
統) 配布：厚生労働省－都道府県、収集：都道府県－民間事業者－厚生労働
省

【周期・期間】 (周期) 1年 (提出期限) 毎年12月末日

【調査事項】 1. 基本情報、2. 貸借対照表、3. 損益計算書、4. 剰余金処分案・損
失処理案

【調査名】 地方教育費調査

【承認年月日】 平成 28 年 11 月 28 日

【実施機関】 文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室

【目的】 学校教育、社会教育、生涯学習関連及び教育行政における地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態及び地方教育行政機関の組織等の状況を明らかにして、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和 24 年に開始され、以後毎年実施されている。平成 11 年以降、統計調査の体系整備の観点から、「地方教育行政調査」を統合して実施している。なお、本調査は、旧統計法においては届出統計調査として行われてきたが、新統計法においては一般統計調査として行われている。

【調査の構成】 1－学校教育費調査票 2－社会教育費・教育行政費調査票 3－教育に係る収入調査票 4－知事部局における生涯学習関連費調査票 5－教育行政調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（中間報告：調査実施翌年の 6 月、報告書：調査実施翌年の 12 月）

【備考】 平成 29 年以降の調査についての変更承認

1－学校教育費調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）学校及び地方公共団体 （属性）都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合、共同設置及び広域連合を含む。）の教育委員会並びに都道府県立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校及び高等専門学校（公立大学法人が設置する高等専門学校を除く。）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）6,302 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）調査実施前会計年度間 （系統）文部科学省－都道府県教育委員会－報告者

【周期・期間】 （周期）1 年 （提出期限）毎年 11 月 15 日

【調査事項】 支出項目別、財源別学校教育費

2－社会教育費・教育行政費調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合、共同設置及び広域連合を含む。）の教育委員会

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,862 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）調査実施前会計年度間 （系統）文部科学省－都道府県教育委員会－報告者

【周期・期間】 (周期) 1年 (提出期限) 毎年11月15日

【調査事項】 1. 支出項目別、財源別社会教育費、2. 支出項目別、財源別教育行政費

3-教育に係る収入調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 地方公共団体 (属性) 都道府県及び市町村(特別区、一部事務組合、共同設置及び広域連合を含む。)の教育委員会

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 1,862 (配布) オンライン (収集) オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査実施前会計年度間 (系統) 文部科学省-都道府県教育委員会-報告者

【周期・期間】 (周期) 1年 (提出期限) 毎年11月15日

【調査事項】 教育施設別、科目別収入額

4-知事部局における生涯学習関連費調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 地方公共団体 (属性) 都道府県の教育委員会

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 47 (配布) オンライン (収集) オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査実施前会計年度間 (系統) 文部科学省-報告者

【周期・期間】 (周期) 1年 (提出期限) 毎年11月15日

【調査事項】 支出項目別、財源別生涯学習関連費

5-教育行政調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 地方公共団体 (属性) 都道府県及び市町村(特別区、一部事務組合、共同設置及び広域連合を含む。)の教育委員会

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 1,862 (配布) オンライン (収集) オンライン (記入) 自計 (把握時) 調査実施年5月1日現在 (系統) 文部科学省-都道府県教育委員会-報告者

【周期・期間】 (周期) 2年 (提出期限) 調査実施年6月30日

【調査事項】 1. 教育委員会の類型、2. 教育委員の性別、年齢、職業、履歴及び報酬等、3. 教育長の性別、年齢、職業、履歴及び報酬等、4. 事務局の本務職員数

【調査名】 21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）

【承認年月日】 平成28年11月28日

【実施機関】 文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室及び厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室

【目的】 21世紀の初年に出生した子供の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、子供や若者を取り巻く環境が、その後の進路選択等に与える影響を明らかにし、教育及び就業に関する国の諸施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成13年度に開始された「21世紀出生児縦断調査」（厚生労働省所管の一般統計調査）のうち、平成13年1月10日から1月17日の間及び同年7月10日から7月17日の間に出生した子供並びにその保護者を対象とする調査を継承し、その報告者に対して、文部科学省及び厚生労働省の共管による新たな調査として、平成29年から開始されるものである。

【調査の構成】 1-21世紀出生児縦断調査 調査票【平成13年出生児】（本人用） 2
-21世紀出生児縦断調査 調査票【平成13年出生児】（保護者用）

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施翌年の8月）

【備考】 平成29年以降の調査についての承認

1-21世紀出生児縦断調査 調査票【平成13年出生児】（本人用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）平成13年1月10日～1月17日の間及び7月10日～7月17日の間に出生した者（抽出枠）人口動態調査出生票

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）約32,000 （配布）郵送 （収集）郵送（記入）自計（把握時）1月出生児：毎年1月18日現在、7月出生児：毎年7月18日現在（系統）配布：文部科学省－民間事業者－報告者、収集：報告者－文部科学省

【周期・期間】 （周期）1年（実施期間）1月出生児：毎年1月7日～2月10日、7月出生児：毎年7月7日～8月10日

【調査事項】 1. 全ての子供に関する事項（1）家族の状況、（2）起床時間と就寝時間、（3）食事の摂取状況、（4）家族間の会話の状況、（5）お小遣いの取得状況、（6）悩みや不安、（7）本人の性格等、（8）最近の状況、（9）中学校の頃の状況

2. 学校に通学している子供に関する事項（1）学校生活の状況、（2）学校外学習の状況、（3）アルバイト等の状況、（4）将来展望

3. 就業をしている子供に関する事項（1）就業等の状況、（2）収入状況、（3）学校を辞めた経験、（4）将来展望

4. 通学も就業もしていない子供に関する事項 (1) 現在の状況、(2) 学校を辞めた経験、(3) 将来展望

2-21 世紀出生児縦断調査 調査票【平成13年出生児】(保護者用)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 個人 (属性) 平成13年1月10日～1月17日の間及び7月10日～7月17日の間に出生した者の保護者 (抽出枠) 人口動態調査出生票

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 約32,000 (延べ数) (配布) 郵送 (取集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 1月出生児の保護者: 毎年1月18日現在、7月出生児の保護者: 毎年7月18日現在 (系統) 配布: 文部科学省-民間事業者-報告者、取集: 報告者-文部科学省

【周期・期間】 (周期) 1年 (実施期間) 1月出生児の保護者: 毎年1月7日～2月10日、7月出生児の保護者: 毎年7月7日～8月10日

【調査事項】 1. 父母の就業状況、2. 父母の年収、3. 子供の学校について、4. 1か月に子供にかかった費用、5. 子供と接する時間について、6. 子供の将来について、7. 子育てについて、8. 最近の状態

2 一般統計調査の中止通知

[総括表]

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H28.11.7	平成23年産業連関構造調査(地方公共団体投入調査)	内閣総理大臣

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に通知された一般統計調査の中止の受理状況について掲載したものである。

【調査名】 平成 23 年産業連関構造調査（地方公共団体投入調査）

【受理年月日】 平成 28 年 11 月 7 日

【実施機関】 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課

【中止理由】 本調査については、報告者負担の大きさから協力を得られる報告者が僅少になっており、統計の正確性を確保するのが困難な状況であるため、過去の推計方法を参考にしつつ、代替策を検討することとし、平成 27 年調査から中止するものである。

3 届出統計調査の届出

区分	名称	受理年月日	実施機関	目的	対象地域	調査票の様式数	客体系数(注2)	客体の選定方法	調査方法	周期	調査の実施期間又は調査票の提出期限
(1)新規	バス利用に関するアンケート調査	H28.11.1	滋賀県土木交通部 交通戦略課	びわこ文化公園都市を中心としたエリアで運行されているバス路線の利用者のバス利用状況や交通の課題を把握し、大津湖南都市計画区域における地域公共交通の持続的な発展とサービス向上を目指す地域公共交通形成計画を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。	JR南草津駅・JR瀬田駅からびわこ文化公園都市までの地域公共交通の路線バス沿線	2	4,000人	無作為抽出	職員 郵送	1回限り	平成28年10月末日
	地域の公共交通に関するアンケート調査	H28.11.1	滋賀県土木交通部 交通戦略課	びわこ文化公園都市付近(大津市及び草津市の一部)居住者が利用する交通手段や交通の課題を把握し、大津湖南都市計画区域における地域公共交通の持続的な発展とサービス向上を目指す地域公共交通形成計画を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。	大津市(上田上学区、瀬田学区、瀬田南学区、瀬田東学区、瀬田北学区) 草津市(志津南学区、矢倉学区、玉川上学区、南笠東学区)	2	6,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成28年11月4日
	通勤、公共交通等に関する事業所アンケート調査	H28.11.1	滋賀県土木交通部 交通戦略課	大津湖南地域の6市に所在する事業所における通勤状況や交通の課題を把握し、大津湖南都市計画区域における地域公共交通の持続的な発展とサービス向上を目指す地域公共交通形成計画を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。	大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市	1	600事業所	有意抽出	郵送	1回限り	平成28年11月4日
	地域公共交通に関するWEBアンケート調査	H28.11.1	滋賀県土木交通部 交通戦略課	大津湖南地域の6市の居住者が利用する交通手段や公共交通の課題を把握し、大津湖南都市計画区域における地域公共交通の持続的な発展とサービス向上を目指す地域公共交通形成計画を策定するための基礎資料を得ることを目的とする。	大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市	1	1,000人	有意抽出	オンライン	1回限り	平成28年11月10日～ 11月24日
	富山県事業系食品ロス・食品廃棄物実態把握調査	H28.11.7	富山県農林水産部 農産食品課	食品ロスの削減に向けて重点的に取り組むべき分野を洗い出し、より効果的な取組や具体的な数値目標の設定について検討するため、富山県内の製造、流通の各段階における食品ロス等の発生状況等に関する調査を行うことを目的とする。	富山県全域	1	4,000事業所	全数 無作為抽出	郵送	概ね5年	平成28年11月21日～ 12月9日
	愛知子ども調査	H28.11.7	愛知県健康福祉部 地域福祉課	経済的に困難に陥っている家庭における生活実態や様々な課題を把握し、実効性のある子どもの貧困対策を行うため、愛知県全域において「愛知子ども調査」を実施し、子どもの生活実態や子育て支援ニーズ、経済的な要因が及ぼす影響等を調査することを目的とする。	愛知県全域	4	35,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成28年12月7日～ 12月20日
	北九州市子ども生活状況等に関する調査	H28.11.9	北九州市子ども家庭 局子ども家庭福祉課 企画課	子どもの日々の生活や学習の様子、子育て家庭における仕事や生活、健康などに関する状況を把握し、社会・経済状況の変化に対応した、より効果的な施策を実施していくことを目的とする。	北九州市全域	1	4,500人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成28年12月12日～ 12月28日

区分	名称	実施年月日	実施機関	目的	対象地域	調査票の様式数	寄体数(注2)	寄体の選定方法	調査方法	周期	調査の実施期間又は調査票の提出期間
	ガソリン取引状況等に関する調査	H28.11.11	東京都産業労働局 商工部経営支援課	近年、ガソリン販売業界は、石油製品の輸入自由化、原油価格の変動、需要の低迷、人材不足等により、大規模な経営状況が懸念されており、この10年間で都内ガソリンスタンド数は約4割減少している。こうしたガソリン販売事業者の取引状況等の実態を把握することを目的とする。	東京都全域	1	450社	全数	郵送	1回限り	平成28年12月上旬～ 平成29年1月中旬
	社会的企業への支援状況に係る調査	H28.11.14	東京都産業労働局 商工部調整課	都内でソーシャルビジネスの活発化を目指している中間支援機関及び既にソーシャルビジネス/コミュニティビジネスに取り組み団体等の実態を調査し、社会的課題の解決に向けた多様な担い手が協働する仕組みづくりを検討するための基礎資料とすることを目的とする。	東京都全域	1	300法人	全数	郵送	1回限り	平成28年12月中旬～ 平成29年1月中旬
	働きやすい職場づくりに関する実態調査	H28.11.21	岡山県産業労働部 労働雇用政策課	岡山県内の事業所における労働時間や休暇取得、仕事と育児・介護の両立に関する意識や実態を把握し、仕事と生活の調和に配慮した働きやすい職場環境づくりの推進に向けた施策立案の参考資料とすることを目的とする。	岡山県全域	1	2,000事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	平成28年12月19日～ 平成29年1月19日
	障害福祉等に関するアンケート調査	H28.11.21	広島市健康福祉局 障害福祉部障害福祉課	「広島市障害者計画」及び「第5期広島市障害福祉計画」策定のための基礎資料とすることを目的とする。	広島市全域	9	5,550人	無作為抽出	郵送 調査員	1回限り	平成28年12月19日～ 平成29年1月20日
	平成28年循環資源活用可能性調査	H28.11.22	宮城県環境生活部 循環型社会推進課	事業所から排出されている廃棄物のうち循環資源として回収されるに廃棄物又は未燃焼品等とされている希少金属等有用金属の賦存量及び循環資源として活用されている食品廃棄物等の実態について調査し、宮城県が今後の施策を推進するための検討材料とすることを目的とする。	宮城県全域	1	3,012社	有意抽出	郵送	1回限り	平成28年11月21日～ 12月5日
	施設入所者調査	H28.11.30	神戸市保健福祉局 高齢福祉部介護保険課	第7期(平成30～32年度)介護保険事業計画策定のための基礎資料と、今後の高齢者施策の推進の参考資料とすることを目的とする。	神戸市全域	15	450施設	全数	郵送	3年	平成29年1月5日～ 1月26日
(2)変更	北九州市人口移動実態調査	H28.11.1	北九州市企画調整局 局政策部企画課	北九州市に転入、北九州市から転出した市民の移動理由等を把握し、調査結果を今後の施策につなげる資料の一つとして活用することを目的とする。	北九州市市内全域 市及び本市の主要周辺自治体	2	9,000人	無作為抽出	郵送	3年	平成28年12月1日～ 12月22日
	観光入込客統計に関する共通基準調査	H28.11.4	石川県観光戦略推進部観光企画課	都道府県における観光入込客に関する統計について、把握する項目の定義、調査手法、推計方法等に関する共通化し、都道府県が相互に比較可能な信頼性の高い統計の作成を目指すことを目的とする。	石川県全域	2	8,700人	全数 無作為抽出	調査員 オンライン 電話・FAX	四半期	四半期歳終月の翌月末日 各四半期のうちの1か月(6、8、11、2月)の休日1日
	横浜市産業連関表作成のための特別調査	H28.11.7	横浜市経済局政策調整部経済企画課	製造業の市場内外取引の状況を調査し、横浜市産業連関表作成のための基礎資料を得ることを目的とする。	横浜市全域	1	200社	有意抽出	調査員	不定期 (原則として5年)	平成29年1月～2月
	企業価値調査	H28.11.14	日本銀行調査統計局 局物価統計課	個別銘柄の価格を調査し、企業物価指数作成のための基礎資料を得ることを目的とする。	全国	3	3,100企業	有意抽出	郵送	毎月	調査実施月の翌月の1日

区分	名称	受理年月日	実施機関	目的	対象地域	調査票の様式数	客体数(注2)	客体の選定方法	調査方法	周期	調査の実施期間又は調査票の提出期限
	都内外資系企業基礎調査	H28.11.14	東京都政策企画局 調査部渉外課	東京都内に事業所を持つ外資系企業の基礎調査を行うことにより、業種別に各企業の動向や日本若しくは東京へ進出する際のニーズ、阻害要因等を詳細に把握し、外資系企業誘致施策の推進に不可欠な情報を得ることを目的とする。	東京都全域	1	4,100事業所	全数	郵送	1年	毎年11月中旬～12月中旬
	愛知県ひとり親家庭等実態調査 (変更前の名称:平成24年度愛知県母子家庭等実態調査)	H28.11.14	愛知県健康福祉部 児童家庭課	母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活実態を把握し、今後の施策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。	愛知県全域 (名古屋市を含む)	1	6,500世帯	無作為抽出	郵送	5年	平成28年12月10日～ 12月25日
	県民歯科疾患実態調査	H28.11.14	三重県健康福祉部 医療対策局健康づくり課	三重県の健康づくり総合推進事業の一環として、県民の歯科口腔保健の状況を把握し、「健康日本21」の地方計画である「三重の健康づくり基本計画」の中間評価及び歯科口腔保健推進計画である「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」の最終評価並びに次期計画策定を行うための基礎資料を得ることを目的とする。	三重県全域	2	5,000人	無作為抽出	郵送 調査員	5年	平成28年11月17日～ 12月22日 平成28年11月24日～ 12月11日
	外国人住民国籍・地域別人口調査 (変更前の名称:外国人住民国籍別人口調査)	H28.11.16	三重県環境生活部 多文化共生課	三重県内の外国人住民数の状況を把握し、国際化推進施策及び多文化共生推進施策を進めるための基礎資料を得ることを目的とする。	三重県全域	1	29市町	全数	郵送 オンライン FAX	1年	毎年12月中旬～1月下旬
	北九州市雇用動向調査	H28.11.16	北九州市産業経済局 総務政策部雇用政策課	北九州市内事業所の雇用動向(従業員の推移、採用状況等)を調査・分析し、今後の雇用対策を行うに当たっての基礎資料とすることを目的とする。	北九州市全域	1	1,500事業所	無作為抽出	郵送	1年	毎年1月上旬～1月下旬
	平成28年度糖尿病実態調査	H28.11.21	香川県健康福祉部 健康福祉総務課	糖尿病の死亡等、愛媛県とも全国上位である香川県において、糖尿病対策は重要な健康課題の一つとなっていることを踏まえ、糖尿病対策事業の一環として、今後の効果的な糖尿病重症化防止の推進方策を検討する基礎資料を得ることを目的とする。	香川県全域	2	500医療機関 5,000人	全数	郵送	1回限り	平成28年11月下旬～ 12月下旬
	富山県事業系食品ロス・食品廃棄物実態把握調査	H28.11.25	富山県農林水産部 農産食品課	食品ロスの削減に向けて重点的に取り組むべき分野を洗い出し、より効果的な取組や具体的な数値目標の設定について検討するため、富山県内の製造、流通の各段階における食品ロス等の発生状況等に関する調査を行うことを目的とする。	富山県全域	1	4,000事業所	全数 無作為抽出	郵送	概ね5年	平成28年11月25日～ 12月9日
	静岡市障がい福祉に関するアンケート調査	H28.11.29	静岡市保健福祉部長 寿局健康福祉部障がい福祉課	障がいのある人が住み慣れた地域社会で自立した日常生活又は社会生活を営み、積極的な社会参加を推進するとともに、障がいを理由として差別することがない地域社会の実現を目指す計画を策定するにあたり、障がいのある人や保護者の皆さまの日常生活の状況やご意見をお伺いし、また市民の障がいや障がい福祉施策に対する意識等を把握することを目的とする。	静岡市全域	2	8,000人	無作為抽出	郵送	3年	平成28年12月15日～ 平成29年1月6日

注1) 「対象地域」「客体の選定方法」「調査方法」「調査期間又は調査票の提出期限」が複数ある場合には、全てを記載している。

注2) 様式が複数ある場合は「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。「のべ」の場合もある。